1. 平成30年第2回郡上市議会臨時会議事日程(第1日)

平成30年4月11日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第79号 専決処分した事件の承認について(郡上市国民健康保険条例の一部を改 正する条例)
- 日程4 議案第80号 専決処分した事件の承認について(郡上市国民健康保険税条例の一部を 改正する条例)
- 日程5 議案第81号 専決処分した事件の承認について(平成29年度郡上市一般会計補正予算 (専決第2号))
- 日程6 議案第82号 専決処分した事件の承認について(平成29年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(専決第1号))
- 日程7 議案第83号 専決処分した事件の承認について(平成29年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算(専決第1号))
- 日程8 議案第84号 郡上市公平委員会委員の選任同意について
- 日程9 議選任第1号 常任委員会委員の選任について
- 日程10 議選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程10まで

- 日程11 議報告第6号 議長の辞職について
- 日程12 議選挙第1号 議長の選挙について
- 日程13 議報告第7号 広報広聴特別委員会委員の辞任について
- 日程14 議報告第8号 議会改革特別委員会委員の辞任について
- 日程15 議報告第9号 濃飛横断自動車道整備促進特別委員会委員の辞任について
- 日程16 議報告第10号 予算特別委員会委員の辞任について
- 日程17 議報告第11号 空き家・移住対策特別委員会委員の辞任について
- 日程18 議選任第3号 広報広聴特別委員会委員の選任について
- 日程19 議選任第4号 議会改革特別委員会委員の選任について
- 日程20 議選任第5号 濃飛横断自動車道整備促進特別委員会委員の選任について
- 日程21 議選任第6号 予算特別委員会委員の選任について

日程22 議選任第7号 空き家・移住対策特別委員会委員の選任について

日程23 議案第85号 郡上市監査委員の選任同意について

日程24 議発第1号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所管 事務調査について

日程25 議発第2号 議員派遣について

3. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	三島	一貴	2番	森	藤	文	男	
3番	原	喜与美	4番	野	田	勝	彦	
5番	山川	直保	6番	田	中	康	久	
7番	森	喜 人	8番	田	代	は~	つ江	
9番	兼山	悌 孝	10番	Щ	田	忠	平	
11番	古 川	文 雄	12番	清	水	正	照	
13番	上 田	謙市	14番	武	藤	忠	樹	
15番	尾村	忠 雄	16番	渡	辺	友	三	
17番	清 水	敏 夫	18番	美名	\$添		生	

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市	長	日	置	敏	明	副	市	長	青	木		修
教 育	長	石	田		誠	市長	- 公国	医長	日	置	美	晴
総 務 部	長	乾		松	幸	総務	部付	部長	置	田	優	_
健康福祉部	部長	丸	茂	紀	子	農林	水産	部長	下	並	典	良
商工観光語	部長	福	手		均	建;	没 部	長	尾	藤	康	春
環境水道部	部長	馬	場	好	美	郡上	偕楽[園長	清	水	宗	人
教育次	長	丸	Щ		功	会計	十管理	里者	遠	藤	正	史
消防	長	桑	原	正	明		市民》	–	古	田	年	久
国保白鳥鄉事務局		藤	代		求							

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 長 岡 文 男 議会事務局 議会総務課長 水口裕史

議会事務局 議会総務課長 補 佐

竹 下 光

◎開会及び開議の宣告

○議長(渡辺友三君) おはようございます。議員の皆様方には、それぞれ大変御多用のところを御 出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまより平成30年第2回郡上市臨時議会を開催いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。 (午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(渡辺友三君) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、6番 田中康久君、7番 森喜人君を指名 いたします。

◎会期の決定

○議長(渡辺友三君) 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る4月3日の議会運営委員会において協議をいただいております。

お諮りをいたします。本臨時議会の会期は本日1日といたしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、本臨時議会の会期は本日1日と決定をいたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますのでお目通しをお願いいたします。

◎市長挨拶

- ○議長(渡辺友三君) それでは、ここで、日置市長より御挨拶をいただきます。 市長 日置敏明君。
- **〇市長(日置敏明君)** おはようございます。本日、平成30年第2回郡上市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集いただきまことにありがとうございます。

本日開会をいたしました臨時議会は、4月29日任期満了に伴う郡上市公平委員会委員の選任に当たり同意を求めるもの、その他専決処分の承認を求めるものなどのために招集をさせていただいた

ものであります。

提出議案の説明に先立ち、3月定例会以降の出来事について、若干の御報告を申し上げます。

去る3月29日、かねてより建設中でありました郡上市産業プラザ並びに郡上市歴史資料館の竣工 式を執り行いました。同時期の竣工となりましたことから、午前と午後に分け、市議会を初め各施 設の関係者や地元自治会の皆様などの御出席のもと、完成の御報告とともに施設の内覧会を実施い たしました。

まず、郡上市産業プラザは、市の産業振興拠点として、市内の商工業、観光、移住定住支援、結婚支援などの機関・組織を1カ所に集約し、横断的な情報共有と連携強化を図ってまいります。

また、ソフト面の仕組みとして、市内事業者はもとより、郡上市を訪れる移住希望者や観光客の皆様の要望にお応えし、多様なサポートを行う中間支援組織、郡上市産業支援センターを新たに設置します。昨日、4月10日には第1回の運営協議会が開催され、センターを構成する運営協議会の皆様に委員委嘱書を交付したところであります。人口減少が深刻化する中、この地域を取り巻く課題に迅速に対応するとともに、新たな振興策を生み出すなど、地域の産業振興、経済の活性化に取り組んでまいります。

来月5月15日には開所式を予定しておりまして、いよいよ本格的に稼働をしてまいります。

次に、郡上市歴史資料館は、郡上の歴史・文化を次世代へ伝える拠点として、文化的資産の収蔵、 そしてその価値を明らかにする調査研究などを担ってまいります。

郡上の古記録、すなわち古い記録や画像、美術工芸品等を適切な環境下で保管するとともに、市 民の文化活動や郷土史家の研究等に役立てられるよう、文献等の整理・分類等を行ってまいります。 昨日、4月10日からは市民の皆様向けの内覧会を実施しており、地元産木材を使用した施設内の ほか、城下町の町並みに溶け込む外観等もごらんいただきたいと考えておるところでございます。

また、本年は明治150年に当たることから、関連するフォーラムや展示等を計画しており、10月 中の本格稼働に向け、準備を進めてまいります。

次に、長良川鉄道についてであります。

去る3月24日、沿線市町の観光名所とGJ8マンが描かれたラッピング列車の出発式が郡上八幡駅で行われまして、お子さん連れの御家族やGJ8マンファン等で賑わいました。このラッピング列車は、通常の運行に使用されながら、沿線地域の情報発信を担ってまいります。

また、4月9日には、観光列車ながらの川風号の関係者試乗会が行われ、来週18日には運行開始 式を迎えます。今後、毎週土曜日、関~郡上八幡駅間の運行を予定いたしております。これまでの 鮎号・森号とともに、長良川の美しい景観とこの地域ならではの食を堪能いただき、鉄道沿線地域 の活性化と鉄道経営の改善につながることを期待いたしております。

今後とも、企画列車の充実や民間バス会社と連携した商品づくりなど、観光面での利用者の増加

を図り、積極的な観光振興と経営改善に努めてまいります。

それでは、今議会において審議をお願いしております諸議案につきまして、その概要を申し上げます。

初めに、まず、専決処分をいたしました事件の承認についてでありますが、全部で5件あります。まず、議案第79号は、郡上市国民健康保険条例の一部改正に係る専決についてであります。本年4月1日から、県が国民健康保険の財政責任主体として市町村とともに保険者になることに伴い、所要の規定の整備を行ったものであります。

議案第80号は、郡上市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されるため、課税限度額の引き上げなど所要の改正を行ったものであります。

議案第81号から議案第83号までは、平成29年度郡上市一般会計を初め、全部で3会計の補正予算の専決についてであります。いずれも年度末における事業費の確定や財源の確定等に伴い所要の補正を行ったものであります。

次に、議案第84号は、郡上市公平委員会委員の選任同意についてであります。委員1人の任期が 平成30年4月29日をもって満了するため、委員の選任について議会の同意を求めるものであります。 以上が、本臨時議会に提出をいたしました議案の概要であります。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶並びに議案の提案説明といたします。平成30年4月11日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

◎議案第79号について(提案説明・採決)

○議長(渡辺友三君) それでは、日程3、議案第79号 専決処分した事件の承認について(郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例)についてを議題といたします。

説明を求めます。

丸茂健康福祉部長。

〇健康福祉部長(丸茂紀子君) 議案第79号 専決処分した事件の承認について(郡上市国民健康保 険条例の一部を改正する条例)を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月30日次 のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成30年4月11日提出、郡上市長 日置敏明。

それでは、新旧対照表をごらんください。

今回の改正点は、平成30年4月1日より県が市とともに国民健康保険の保険者となり、県は財政 支援の主体として、市は引き続き総括的事務を担うために、また新たに設置されます岐阜県国民健 康保険運営協議会と区別するために、名称表記等を変更するものであります。

第1章では、国民健康保険の事務を取り扱うにあたり、国民健康保険の次に「の事務」を表記いたしました。

第2章では、県の運営協議会と区別するため、「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」 としております。

以下、第1条、第2条におきましても、同様な表記に改めました。

この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長(渡辺友三君) それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第79号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 討論なしと認め、採決を行います。議案第79号については原案のとおり承認 することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎議案第80号について(提案説明・採決)

〇議長(渡辺友三君) 日程4、議案第80号 専決処分した事件の承認について(郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

説明を求めます。

丸茂健康福祉部長。

〇健康福祉部長(丸茂紀子君) 議案第80号 専決処分した事件の承認について(郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日 次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成30年4月11日提出、郡上市長 日置敏明。

改正内容につきましては、新旧対照表及び議案の次に添付いたしました資料に基づき説明させて いただきたいと思います。

改正理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布されたことによる ものでございます。

主な改正点は、3点になります。新旧対照表の1ページをごらんください。

1点目は、国民健康保険の県単位化により、事業費納付金に充てるための課税額について規定するものでございます。条例第2条では、課税額について、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額について規定しておりますが、改正により、各課税額につきましては号により規定し、第1号では療養給付費に当たる基礎課税額を、新旧対照表2ページの第2号では後期高齢者支援金等課税額を、第3号では介護納付金課税被保険者を規定しております。

改正の2点目ですが、国民健康保険税の課税限度額の引き上げになります。これにつきましては、添付の資料をごらんください。この限度額につきましては、厚生労働省は、国民健康保険のこの課税限度額につきまして、協会けんぽの本人負担の上限額とのバランスを考慮いたしまして、限度額超過世帯の割合を1.5%に近づくように限度額を改正しています。今回の改正によりまして、医療給付費分に当たる基礎課税額に係ります課税限度額を54万円から58万円に改めるものです。

ちなみに、この限度額の改正によりまして、本市の国民健康保険税の影響を平成29年9月30日現在の加入者で計算しましたところ、対象世帯は79世帯となり、現行よりも18世帯の減です。影響額といたしましては、343万2,000円の増収が見込まれます。

改正の3点目ですが、国民健康保険税の軽減制度の拡充です。5割及び2割軽減世帯に対する基 礎所得が改められたことに伴いまして、5割軽減の対象となる所得の算定において、国保加入者に 乗ずべき金額を27万円から27万5,000円に改正されます。また、2割軽減の対象となる所得の算定 も、49万円から50万円に改めるものでございます。

この軽減制度の拡充による影響ですが、5割軽減世帯が世帯数として874世帯となり21世帯の増、 2割軽減世帯では774世帯となり5世帯の増となります。金額につきましては、132万2,000円の減 収が見込まれます。

新旧対照表の3ページをお願いいたします。

3ページの第2条第2項では、医療給付費分に当たる基礎課税額に係る課税限度額を54万円から 58万円に改めております。

第2条の第4項では、介護納付金課税被保険者の注釈を第2条第3号で規定していますので削除 しております。

4ページ、第5条の2第1号では、第2条第2項で注釈を新たに記載しておりますので削除して

おります。

第23条の国民健康保険税の減額では、課税限度額改正で54万円を58万円に改めまして、5ページの、第2号では5割軽減の規定において被保険者1人当たりに乗ずべき金額を27万円から27万5,000円に、第3号では2割軽減の規定も同様に49万円から50万円に改正するものであります。

以上、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長(渡辺友三君) それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第80号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 討論なしと認め、採決を行います。議案第80号について、原案のとおり承認 することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎議案第81号について(提案説明・採決)

○議長(渡辺友三君) 日程5、議案第81号 専決処分した事件の承認について(平成29年度郡上市一般会計補正予算(専決第2号))を議題といたします。

説明を求めます。

乾総務部長。

〇総務部長(乾 松幸君) それでは、議案第81号のほうをよろしくお願いいたします。

議案第81号 専決処分した事件の承認について(平成29年度郡上市一般会計補正予算(専決第2号))。

上記予算について、地方自治法第179条第1項に規定により、平成30年3月30日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成30年4月11日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、1ページを見ていただきたいというふうに思います。

平成29年度郡上市の一般会計補正予算(専決第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,572万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ308億9,876万9,000円とする。

2号は省略させていただきます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。 地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

6ページのほうをごらんいただきたいと思います。

第2表になりますが、繰越明許費の補正、追加が1件ございます。消防費のほうで、消防施設維持管理経費117万8,000円の追加となります。これにつきましては、白鳥町二日町の国道改良の工事の進捗状況によりまして、消火栓の移転がおくれたということで、30年度に繰り越すものでございます。

2といたしまして、変更、土木費、道路橋りょう費、辺地対策道路整備事業、補正後は1億3,081万6,000円で、1,703万円の増になります。こちらにつきましては、大和町落部の洞口11号線で支障物件の移転がおくれたということで繰り越すことになりましたので、よろしくお願いいたします。

続いて7ページになりますが、第3表地方債補正、変更になります。起債の目的、合併特例事業、補正後の金額23億8,970万円、これは1億1,630万円の減、それから辺地対策事業2億9,220万円、同じく2,310万円の減、補助災害復旧事業1,580万円、780万円の減、過疎対策事業2億5,700万円、同じく2,780万円の減、合計になりますが、37億3,730万円で、1億7,500万円の減となります。これは、それぞれ事業費の確定に伴いまして起債の額が変わったものですので、よろしくお願いいたします。

それでは、内容になりますが、資料になります、事業概要説明一覧表のほうを見ていただきたい というふうに思います。

おめくりいただきまして、1ページになりますが、まず歳入のほうになります。

1行目の地方揮発油譲与税から、中段になりますが交通安全対策特別交付金まで、これにつきましては、補正理由といたしましては、それぞれの交付額の確定によるものですので、よろしくお願いいたします。

地方揮発油譲与税379万5,000円の減、自動車重量譲与税1,914万1,000円の増、利子割交付金611 万5,000円の増、配当割交付金485万2,000円の増、株式等譲渡所得割交付金2,047万6,000円の増、 地方消費税交付金5,062万8,000円の増、ゴルフ場利用税交付金43万4,000円の減、自動車取得税交 付金2,110万7,000円の増、地方交付税、特別交付税でございますが、2億7,871万8,000円の増、交通安全対策特別交付金につきましては50万5,000円の減でございます。

続きまして、款12分担金及び負担金になります。

農業費分担金、県営土地改良事業分担金、こちらにつきましては、県営中山間地域農村活性化事業、県営ため池事業等の事業費の確定に伴いまして52万4,000円の減でございます。

同じく、県単独土地改良事業分担金、八幡の在原用水ほか、事業費の確定によりまして27万 3.000円の減。

同じく、農地農業用施設災害復旧費分担金ですが、美並の一谷農地の事業費の確定よりまして 4万2,000の円減。

続きまして、林業費分担金、林業用施設災害復旧費分担金、美並の勝原林道の補助金の確定によりまして35万2,000円の減でございます。

2ページをよろしくお願いします。

消防費分担金、ライフライン保全対策事業分担金、これは電力会社からの分担金になりますが、 事業費の確定によりまして379万円の減額になるものでございます。これは、主に高鷲の明野地区 の事業費の確定によりまして379万円の減となるものでございます。

住宅使用料、市営住宅使用料、こちらにつきましては、国庫支出金の確定に伴います財源充当の変更です。

款14国庫支出金になります。

児童手当費負担金、児童手当費負担金、事業費の確定見込みによります。これは、対象児童の減によるものでございます1,581万5,000円の減。

児童扶養手当負担金、こちらもほうも対象者の減によりまして、事業費の確定見込みによります 118万2,000円の減。

公共土木施設災害復旧費負担金、こちらにつきましては、普通河川の大谷川等と、事業費の確定 に伴いまして613万4,000円の減でございます。

総務管理費補助金、地域公共交通確保維持改善事業費補助金、こちらにつきましても事業の確定 によります5万円の減です。

続きまして、戸籍住民基本台帳費補助金、個人番号カード交付事務費補助金でございます。こちらにつきましては、個人番号カード交付事務費補助金のほうが交付決定をされましたので、それによります59万8,000円の増でございます。

農業費補助金、農山漁村振興交付金、事業費の確定に伴いまして32万1,000円の減。

道路橋りょう補助金、社会資本整備総合交付金、こちらにつきましても、為真大島線ほか、事業 費の確定によりまして2,573万7,000円の減でございます。 同じく、臨時道路除雪事業費補助金、こちらにつきましては、さきの防雪によります補助金の交付決定に鑑みまして、1億2,100万円の増でございます。

3ページをよろしくお願いします。

住宅費補助金、木造住宅耐震診断国庫補助金、これは事業費の確定によりまして1万9,000円の 増。

同じく、公営住宅等ストック総合改善事業補助金、補助金の確定によりまして836万2,000円の減となるものでございます。

同じく、木造住宅耐震補強工事国庫補助金、補助金の確定によりまして8万円の増。

同じく、建築物耐震化事業国庫補助金、事業費の確定によりまして184万6,000円の増となるものでございます。これは、高鷲町の西洞集会所ほか6施設でございます。

続きまして、消防国庫補助金、消防施設等整備費補助金、これは耐震性の貯水槽の事業費の確定 及び不採択ということで、6カ所を要望しておりましたが、2カ所採択されなかったということで、 1,035万2,000円の減でございます。

社会教育費補助金、伝統的建造物群保存対策費補助金、こちらにつきましては、事業費の確定によりまして515万6,000円の減でございます。

同じく、埋蔵文化財緊急調査費補助金、こちらも事業費の確定に伴いまして36万8,000円の減です。

款15県支出金になります。

児童手当費負担金、こちらにつきましても、対象児童の減によりまして、事業費の確定見込みによります381万5,000円の減。

総務管理費県補助金、自主運行バス総合補助金、これは補助金の確定によりまして196万1,000円 の減でございます。

続きまして4ページ、同じく、県清流の国地域振興補助金、これは日本三大盆踊り共演イベント 実施事業の採択によりまして240万円の増でございます。

同じく、空き家利活用事業費補助金、これにつきましても、補助金の交付決定によりまして76万6,000円の増でございます。

同じく、空家除去費支援事業費補助金、補助金の確定によりまして16万6,000円の増でございます。

農業費補助金、農業委員会交付金、交付金の確定によりまして109万7,000円の増です。

以下、農業費補助金が5ページまで続きます。

中山間地域等直接支払推進事業交付金、交付金の確定によりまして25万5,000円の減。 数量調整円滑化推進事業交付金、事業費の確定によりまして2万4,000円の減。 学校給食地産地消推進事業補助金、事業費の確定によりまして7万9,000円の減。

鳥獣被害防止総合対策事業補助金、事業費の確定によりまして258万4,000円の減。

経営所得安定対策事務費補助金、こちらにつきましても、事業費の確定によりまして11万3,000円の減。

農業経営基盤強化資金利子補助金、事業費の確定に伴いまして1万6,000円の減。

5ページに入りまして、機構集積協力金、事業費の確定によりまして404万9,000円の減。

元気な農業産地機構構造改革支援事業になります。こちらにつきましては、ごらんの4事業がございますけども、事業費の確定によりまして413万2,000円の減でございます。

清流の国ぎふ推進補助金、あゆフェス等、事業の確定に伴いまして40万円の減。

産地パワーアップ事業補助金、事業費の確定によりまして452万3,000円の減。

野生獣被害集落緊急支援事業補助金、こちらにつきましても、事業費の確定に伴いまして24万 2.000円の増。

続きまして、農地費補助金になります。県単土地改良事業補助金、美並の赤池揚水機、八幡の在原用水ほか、事業費の確定によりまして152万8,000円の減でございます。

6ページを見ていただきたいと思います。

林業費補助金、有害鳥獣捕獲奨励金、こちらにつきましては、捕獲頭数の増と単価が上がったことによりまして補助金の確定したものでございます。388万円の増。

同じく、森林整備地域活動支援交付金、それぞれの事業面積の増加に伴いまして、209万1,000円 の増でございます。

同じく、県単林道整備事業補助金、八幡和良線ほか、事業費の確定に伴いまして2万5,000円の減。

同じく、集落環境保全整備事業補助金、長命洞谷流路工ほか、事業費の確定によりまして243万 2,000円の減。

同じく、道整備交付金ですが、郡上市の林道橋等々ありますが、事業費の確定によりまして16万 1,000円の減。

同じく、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金、こちらにつきましては、補助対象となる 頭数が減になったため補助金のほうが確定してきたということですが、650万3,000円の減。

道路橋りょう費補助金、県管理道民有地樹木伐採事業補助金、補助金の確定によりまして78万 3,000円の減でございます。

住宅費補助金、木造住宅耐震診断補助金、補助金の確定によりまして1万2,000円の増でございます。

続きまして、消防費補助金、ライフライン保全対策事業補助金、こちらにおいては、先ほどの電

力会社の負担のほかに県の4分の1の負担がございますが、こちらのほうの減でございます。189 万5,000円の減。

林業用施設災害復旧費補助金、こちらにつきましては、美並の勝原林道の補助金になりますけど も、補助金の確定によりまして108万7,000円の減です。

農地農業用施設災害復旧費補助金、事業費の確定によります、一谷農地で、20万9,000円の減。

あと、統計調査費委託金になります。基幹統計調査費委託金、工業統計ほかありますが、事業費 の確定に伴いまして9万5,000円の減でございます。

道路橋りょう費委託金、県管理道路除雪委託金、これにつきましては、実績に伴う委託金の確定によります1,206万7,000円の増でございます。

河川費委託金、堤防草刈委託金、委託金の確定によりまして2万2,000円の減。

款16は財産収入になりますが、土地建物売払収入、土地売払収入で、これにつきましては、法定外の土地売り払い、また分譲地の売り払い、あと市有財産払い下げ等で、合計7,496万5,000円の増でございます。

立木売払収入、こちらにつきましては、県単道路の新設改良工事に伴います立木補償費で、16万 8,000円の増でございます。

8ページになります。

款17寄附金、一般寄付金、これは寄附金の確定によりまして129万2,000円の増でございます。

あと、ふるさと寄附金が続きますが、こちらにつきましては、30年の1月から3月末までの確定と、一部見込みを含みますが、増ということになっております。元気づくり寄附金、補正額68万円の増、美しい農山村景観寄附金80万円の増、支えあう安心な暮らし寄附金3万円の増、香り高い伝統文化寄附金19万円の増、子どもたちの明るい未来寄附金43万円の増、熱意ある市民活動寄附金1万円の増、地域づくり寄附金198万円の増でございます。

あと、特別会計繰入金になります。小水力発電事業特別会計繰入金、売電収入の確定見込みに伴いまして62万1,000円の減でございます。

続きまして、民生費雑入、過年度返還金になりますが、こちらの3行下の教育費雑入にも過年度 返還金がございますが、これ、それぞれ同じ理由のものでございます。平成27年度及び28年度の、 上は保育園の施設型給付費の返還金でございますし、下は幼稚園の施設型給付費返還金ということ で、それぞれ739万6,000円と579万5,000円の増となるものでございます。

ちょっと戻っていただきまして、商工費雑入、スポーツ振興くじ助成金、その下の教育費雑入のスポーツ振興くじ助成金も、これも絡むものでございますが、予算的には叺高原のクラブハウスに充当する予定でおりましたけども、こちらのほうが不採択になって、逆に、まん真ん中広場の芝生化のほうが採択をされたということで、それぞれ商工費の雑入を減らして教育費の雑入をふやすも

のでございますので、よろしくお願いします。

その後、款21市債になります。こちらにつきましては、それぞれ事業費の確定に伴いまして起債額が確定したものでございます。

総務債の過疎対策事業債、こちらにつきましては、和良巡回バスの車両更新に伴いまして180万円の減でございます。

農業債、合併特例債、県営中山間地域農村活性化事業、県営ため池等整備事業の事業費の確定によりまして710万円の減。

同じく、過疎対策事業債、県営中山間地域農村活性化事業の事業費の確定に伴いまして350万円 の減。

林業債、辺地対策事業債、県単独林道整備事業及び道整備交付金事業の事業費の確定に伴いまして140万円の減。

同じく、過疎対策事業債、道整備交付金事業の事業費の確定に伴いまして10万円の減。

道路橋りょう債、合併特例債、郵便坂線ほかありますが、事業費の確定に伴いまして6,240万円 の減。

同じく、辺地対策事業債、戸谷線ほかありますけども、事業費の確定に伴いまして2,130万円の減でございます。

続きまして10ページ、同じく過疎対策事業債になります。松本西線ほか、事業の確定に伴いまして1,970万円の減。

都市整備債、合併特例債、都市再生整備計画事業の事業費の確定に伴いまして1,980万円の減。 消防債、合併特例債、防災行政無線の設備整備、また耐震性貯水槽の整備等々によりますが、事 業費の確定によりまして2,700万円の減。

同じく、辺地対策事業債、耐震性貯水槽の整備によりまして、事業費の確定に伴います40万円の減。

同じく、過疎対策事業債、こちらも耐震性貯水槽の整備になりますけども、270万円の減。補助災害復旧事業債、公共土木施設災害復旧債、事業費の確定によります300万円の減。

それから、農地農業用施設災害復旧債、こちらも美並の一谷農地としての事業費の確定に伴いまして20万円の減。

林業用施設災害復旧債、勝原林道になりますけども、事業費の確定によりまして460万円の減。 合わせまして、3億4,572万3,000円ということになっております。

続きまして11ページ、歳出になります。

生活安全対策事業、こちらにつきましては、危険空家解体撤去支援事業補助金が確定いたしまして、150万円の減でございます。

続きまして、財政調整基金積立金、これは剰余金に伴います積立金の増額ということで、財源的には特別交付税であるとか除雪に対する国庫補助金であるとか、そういったものがふえてきたということもございまして、6億1,019万1,000円の増でございます。

郡上市ふるさと応援基金積立金、これにつきましては、ふるさと寄附金をいただいた同額を積み 立てるものでございます。412万円の増でございます。

庁舎等整備事業、事業費の確定によります減額となりますが、これは高鷲庁舎の耐震補強計画、 また実施設計業務の確定によります456万6,000円の減でございます。

あと、バス運行経費、これにつきましては、補助金の確定によります財源更正です。

地方交通線車両整備事業、こちらにつきましては、和良巡回バスの購入に伴います事業費の確定 によりまして190万8,000円の減でございます。

あと、交流・移住推進事業、これは補助金の交付決定によりまして財源更正するものでございます。

あと、地方交通対策経費、それから地域公共交通確保維持改善事業につきましては、これは補助 金のほうが確定いたしましたので、財源更正をするものでございます。

地域公共交通総合連携計画事業、こちらにつきましては、地域公共交通網形成計画策定業務におきまして事業費が確定いたしましたので、57万3,000円の減ということでございます。

空き家バンク登録推進事業、こちらにつきまして補助金が交付決定されましたので、財源更正するものでございます。

防災行政無線整備事業、こちらにつきましては、入札差金等によります事業費の確定によります 1,593万円の減額。

ケーブルテレビ事業特別会計繰出金、こちらにつきましては、事業費の確定に伴います整備費繰出金の減額等々でございますが、646万7,000円の減。

戸籍住民基本台帳事務経費、これは、歳入のほうでございましたけども、個人番号カードの事務 費補助金のほうが交付決定されましたので、財源更正するものでございます。

続きまして12ページ、工業統計調査費、事業費の確定に伴いまして1万3,000円の減。

住宅土地統計調査費、同じく事業費の確定に伴いまして5万3,000円の減。

就業構造基本調査費、事業費の確定によりまして2万8,000円の減。

商業統計調査費、事業の執行なしということで7,000円の減でございます。

続きまして、児童手当給付事業ですけども、対象児童の減に伴いまして、事業費の確定見込み、 2,344万5,000円の減。

児童扶養手当給付事業、こちらも支給対象者の減に伴います事業費の確定見込みでありまして、 354万7,000円の減。 私立認定こども園(保育)施設型給付費、過年度返還金に伴います増額でございます、155万 9,000円。

病院事業会計繰出金、これは建築物耐震化事業国庫補助金の確定によりまして、財源更正でございます。

農業委員会費で職員給与費、こちらもほうも農業委員会交付金の確定に伴います財源更正でございます。

学校給食地産地消推進事業、事業費の確定に伴いまして15万7,000円の減。

農業企業化資金利子補給金、こちらのほうも事業費の確定に伴いまして7万9,000円の減。

数量調整円滑化推進事業、補助金の確定によります2万9,000円の減額でございます。

続きまして、中山間地域等直接支払推進事業、補助金の確定によりまして25万5,000円の減でご ざいます。

元気な農業産地構造改革支援事業、歳入のほうでもございましたが、それぞれ高鷲の認定農業者、めぐみの農業協同組合が事業主体となっておりまして、高鷲で言えば大根収穫機、美並はイチゴの雨よけハウス、大和・白鳥、トマトの雨よけハウス、それから白鳥・高鷲で菌床シイタケパイプハウス等になりますけども、事業費の確定に伴いまして638万4,000円の減でございます。

総合鳥獣被害防止施設整備事業、施工延長の減等になりますけども、事業費の確定に伴いまして 323万2,000円の減。

水田農業推進事業、事業費の確定に伴いまして11万3,000円の減。

世界農業遺産推進事業、あゆフェス事業等の確定になりますけども、事業費の確定に伴いまして 99万5,000円の減。

機構集積協力金事業、事業費の確定によります404万8,000円の減。

山村地域活性化事業、こちらも事業費の確定に伴います32万3,000円の減でございます。

14ページになります。産地パワーアップ事業、これは高鷲の認定農業者によります農産物処理加工施設兼集出荷場の事業費の確定に伴いまして452万3,000円の減。

野生獣被害集落緊急支援事業、こちらにつきましても、それぞれ事業費の確定に伴いまして3万 4,000円の減。

市単独土地改良事業、これは売電事業収入確定見込みによりまして財源更正されるものでございます。

県単独土地改良事業、八幡の在原用水ほか、事業費の確定に伴いまして358万2,000円の減。 県営中山間地域農村活性化事業分担金、これは事業費の確定に伴います財源更正でございます。 県営ため池整備事業も、同じく事業費の確定に伴います財源更正です。

森林整備地域活動支援交付金事業、それぞれの面積がふえましたし、単価が下がったということ

もございまして、事業費の確定による655万1,000円の減でございます。

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、補助金の交付決定によります財源更正です。

県単独林道整備事業、八幡和良線ほか事業費の確定に伴います減額と、それに伴います財源更正で5万円の減。

道整備交付金事業ですけども、事業費の確定によりますものと、それに伴う財源更正がございますが20万1,000円の減。

集落環境保全整備事業も同じく事業費の確定と、それに伴います財源更正がありまして483万 6,000円の減。

日本三大盆踊り共演イベント実施事業につきましては、清流の国推進補助金の確定によります財源更正となります。

観光施設整備事業、これはスポーツ振興くじの助成金不採択ということで、先ほど説明させていただいたとおりです。

あと、ちょっと飛びまして、16ページの、済いません、上から5行目になりますが、体育施設整備事業、同じくスポーツ振興くじの助成金が、こちらのほうに財源更正されるものですのでよろしくお願いいたします。

すいません。お戻りいただきまして、15ページを見ていただきたいと思います。道路維持補修事業、こちらにつきましては、法定外土地売払収入の確定によります財源更正でございます。

沿道林修景整備事業、これは県管理道の民有地樹木伐採事業補助金の確定に伴いまして財源更正 するものでございます。

合併特例道路整備事業、事業費の確定によりまして1,295万7,000円の減。

過疎対策道路整備事業、こちらも事業費の確定に伴いまして1,875万円の減。

辺地対策道路整備事業、事業費の確定によりまして1,462万4,000円の減。

社会資本整備総合交付金事業、事業費の確定に伴いまして4,330万4,000円の減でございます。

道路除雪経費、歳入のほうでもございましたが、臨時道路除雪事業補助金の確定と、それから県 管理道路除雪委託金の確定によりまして財源更正されるものでございます。

河川維持補修事業、堤防除草委託金の確定によりまして財源更正されるものでございます。

都市再生整備計画事業、事業費の確定に伴いまして2,388万6,000円の減でございます。

木造住宅耐震診断事業、補助金の確定によります財源更正でございます。

木造住宅耐震補強工事補助事業、こちらにつきましても、補助金の確定によります財源更正でございます。

公営住宅等ストック総合改善事業、こちらにつきましても、補助金の確定に伴います財源更正です。

建築物耐震化事業、事業費の確定によります減額と、補助金の確定によります財源更正となって おります。46万2,000円の減。

消防施設整備事業、事業費の確定によります減額になります。減額の内容につきましては、防火 水槽の不採択ということで2,700万7,000円の減でございます。

続きまして、地区集会所耐震補強事業補助金、こちらにつきましては、西洞集会所、下大矢集会 所の事業費の確定に伴いまして1,314万2,000円の減でございます。

16ページになります。ライフライン保全対策事業、事業費の確定になります。歳入のほうでも説明させていただきましたが、高鷲の明野地区の伐採木の減ということで、757万9,000円の減でございます。

あと、私立認定こども園、幼稚園の部分ですけども、施設型給付費、過年度返還金ということで 565万1,000円の増。

伝建修理・修景事業、事業費の確定によりまして1,031万1,000円の減。

八幡城跡保存管理事業、こちらにつきましても、事業費の確定に伴いまして73万5,000円の減。

体育施設整備事業におきましては、先ほど説明させていただきましたスポーツ振興くじの助成金 採択によりまして財源更正されるものでございます。

現年補助災害復旧事業、農地農業用施設につきましては、美並の一谷農地、事業費の確定に伴いまして41万6,000円の減。

同じく、林業用施設につきましては、平成29年度分の補助対象事業費と、それから補助率の確定 に伴いまして財源更正されるものでございます。

同じく、公共土木施設でございますけども、事業費の確定に伴いまして919万6,000円の減となる ものでございます。

合わせまして3億4,572万3,000円の増ということでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長(渡辺友三君) それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第81号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を 省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 討論なしと認め、採決を行います。議案第81号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎議案第82号について(提案説明・採決)

〇議長(渡辺友三君) 日程6、議案第82号 専決処分した事件の承認について(平成29年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(専決第1号))についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長日置美晴君。

〇市長公室長(日置美晴君) それでは、議案第82号 専決処分した事件の承認について(平成29年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(専決第1号))。

上記予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月30日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成30年4月11日提出、郡上市長 日置敏明。

それでは、2枚おめくりをいただきたいと思います。

平成29年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ438万8,000円を減額し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,985万9,000円とする。

第2項は省略させていただきます。

説明は、事業概要説明一覧表で説明させていただきたいと思います。

概要説明一覧表の17ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款1分担金及び負担金、滞納繰越分、ケーブルテレビ加入金(滞納繰越分)20万1,000円の増額。 同じく、ケーブルテレビ引込工事費(滞納繰越分)38万円の増額。

款2使用料及び手数料、滞納繰越分、ケーブルテレビ使用料(滞納繰越分)134万1,000円の増額。 同じく、インターネット利用料(滞納繰越分)15万9,000円の増額でございます。

この4件につきましては、ケーブルテレビ事業特別会計を一般会計に統合するため、一旦特別会

計に残っております加入金等の滞納繰越分を整理して、指定管理者であります株式会社郡上ネット に引き継ぎ、指定管理を開始した平成25年度以降の滞納分とともに、一括で管理をしていただくた めの増額でございます。

次に、款2使用料及び手数料、現年度分、督促手数料1,000円の減額ですが、インターネット手数料でございまして、科目起こしの1,000円について実績がないことによる減額でございます。

款4繰入金、整備費繰入金、整備費繰入金646万7,000円の減でございます。ケーブルテレビ整備 費の繰入金ですが、事業費の確定による減額でございます。

次に、款 6 諸収入、雑入、雑入、1,000円の減でございます。科目起こしの1,000円ですが、実績がなかったことによる減額でございます。

同じく、指定管理者納入金、増減ございません。事業費の確定に伴う財源充当先の変更でございます。

次に、歳出のほうですが、18ページをごらんいただきたいと思います。

款1運営費、ケーブルテレビ運営事業3,247万2,000円の増額でございます。主な理由は、ケーブルテレビ事業特別会計の整理に伴い、余剰金を整備基金に積み立てるための増額でございます。

次に、同じく、インターネット運営事業ですが、21万5,000円の減額でございます。インターネット系の機器の故障がなかったことによる減額でございます。

款2整備費ですが、ケーブルテレビ整備事業3,664万5,000円の減額でございます。ケーブルテレビの光化の決定に伴いまして、今年度整備中でありました機器の更新等、光化事業で更新を行うものとは重複する部分ができてきたことによります工事内容の見直し及び12月に補正をさせていただきました光化整備の設計監理委託に係る入札差金分の減によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(渡辺友三君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第82号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 討論なしと認め、採決を行います。議案第82号については原案のとおり承認

することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎議案第83号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(渡辺友三君) 日程7、議案第83号 専決処分した事件の承認について(平成29年度郡上市 小水力発電事業特別会計補正予算(専決第1号))を議題といたします。

説明を求めます。

商工観光部長 福手均君。

〇商工観光部長(福手 均君) では、説明いたします。

議案第83号 専決処分した事件の承認について(平成29年度郡上市小水力発電事業特別会計補正 予算(専決第1号))でございます。

上記予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月30日次のとおり専決 処分したので報告し、承認を求める。

平成30年4月11日提出、郡上市長 日置敏明。

2ページおめくりいただきまして、1ページでございます。

平成29年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算(専決第1号)。

平成29年度郡上市の小水力発電事業特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ142万6,000円を減額し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,411万9,000円とする。

2項につきましては、省略します。

平成30年3月30日専決、郡上市長 日置敏明。

これにつきましても、説明は事業概要説明一覧表をお願いいたします。

ページは、最終の19ページでございます。まず、歳入のほうでございますけども、節の名称は電気事業費収入でございます。そして、補正額は減額の142万6,000円の減額でございます。補正理由としましては、石徹白の事業費の確定見込みによる減額ということでございます。石徹白の小水力発電事業売電収入につきましては、当初1,418万5,000円を見込んでおりましたが、確定見込みで1,256万1,000円ということで、こちらが162万4,000円の減額となりました。

この理由につきましては、29年の4月に、除塵機といいまして落ち葉をとる機械を設置しましたが、そのときに1週間ほど工事の関係で発電を停止しました。また、年明けまして、ことしの2月、

大雪によりまして、1週間ほど現場へ行けなくて雪によりまして、そこで少し発電がとまりました ので、都合2週間発電がとまったことによります減額でございます。

続いて、2つ目の阿多岐の小水力発電事業の売電収入、これにつきましては、売電額が134万8,000円の予定が、見込みで154万6,000円と。こちらは、19万8,000円の増額でございます。これは、3月6日に通電式を行いまして発電開始しましたが、1月弱で少し見込みよりもふえましたので、19万8,000円という見込みでございます。

合計しまして、歳入のほうが142万6,000円の減額でございます。

続いて、歳出のほうでございますけども、小水力発電の施設管理経費77万円の減額。ここにあります事業費の見込みによります減額ということで、77万円の管理費を減額するというものでございます。

この中の70万円ほどは、消費税を、実は、平成29年度発生したものを29年度中に納付すると考えておりましたが、これがことしの8月に納付ということがわかりましたので、このうち70万円は消費税を払わなくてもいいということに関する減額でございます。

続いて、一般会計繰出金は、62万1,000円の減額でございます。これも、事業費の確定見込みによる減額ということでございます。予定額は535万7,000円でしたが、473万6,000円になるということでございます。

また、最後、予備費につきましては3万5,000円の減額で、補正後は6万5,000円になるということでございまして、歳出のほうも補正額が142万6,000円減額ということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(渡辺友三君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。 (挙手する者あり)

- 〇議長(渡辺友三君) 5番 山川直保君。
- ○5番(山川直保君) 1点お聞きしときます。

石徹白の2月の大雪ということで、前もお聞きしておりましたけども、除塵機、ある程度詰まると、水量がおちると、完全にストップしてしまうのか、少しは周りながらでも発電するのか、その点をお伺いしたいということと、それと、発電施設のあれと、さらに発電施設から除塵機施設まであるわけですけども、発電施設までは県道で除雪のほうも県と思うんですけども、年に何回ぐらいかけて発電施設のほうでは管理しなきゃならないのかと、回数ですね。それをちょっとお聞きしときたいと思います。

- 〇議長 (渡辺友三君) 商工観光部長 福手均君。
- **○商工観光部長(福手 均君)** まず最初の御質問ですけども、いわゆる葉っぱが詰まりますとかな

り水量が落ちますので、全くとまるのではなくて、水量の低下によりまして発電量そのものががくっと下がるということでございます。

また、除雪の回数につきましては、ちょっとお時間いただきまして、確認申し上げます。

○議長(渡辺友三君) よろしいですね。そのほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第83号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を 省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第83号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 討論なしと認め、採決を行います。議案第83号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎議案第84号について(提案説明・採決)

○議長(渡辺友三君) 日程8、議案第84号 郡上市公平委員会委員の選任同意についてを議題とい たします。

説明を求めます。

市長公室長日置美晴君。

〇市長公室長(日置美晴君) 議案第84号 郡上市公平委員会委員の選任同意について。

郡上市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、 議会の同意を求める。

平成30年4月11日提出、郡上市長 日置敏明。

本日、住所、氏名等を記載した議案書をお配りいたしておりますので、そちらをごらんください。 住所、郡上市明宝気良271番地、氏名、巢河久美子様でございます。生年月日は記載のとおりで ございます。

今般、3名の委員のうち、1名の任期が今月29日をもって満了することにつき新たな委員を選任

しようとするものでございます。

なお、委員の任期は4年でございます。

単河様につきましては、現在、総務大臣から委嘱されました行政相談員として、行政サービスに 関する苦情、行政の仕組みや手続に関する問い合わせなどの相談を受け付け、その解決のための助 言や関係行政機関に対する通知などの仕事をされておられるなど高い識見をお持ちの方ということ で、選任について同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(渡辺友三君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第84号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 討論なしと認め、採決を行います。議案第84号について原案に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案に同意することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。それでは、10時55分を再開といたします。

(午前10時42分)

〇副議長(田代はつ江君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時54分)

〇副議長(田代はつ江君) 議長を交代いたしましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に、商工観光部長 福手均君より発言を求められておりますので、許可いたします。

商工観光部長 福手均君。

〇商工観光部長(福手 均君) 先ほどの御質問の回答でございますけども、発電施設へ行くところ

の道というのは、県道から行く道でございますが、特に市道に準ずる除雪というふうに決めておりますので、市道に準ずるところで10センチ以上積もった場合には除雪をするということ、特に回数の制限ございませんので、お願いいたします。

〇副議長(田代はつ江君) よろしいですか。

◎議報告第6号について (議案朗読・採決)

○副議長(田代はつ江君) それでは、ただいま議長 渡辺友三君より議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長の辞職についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(田代はつ江君) 異議なしと認めます。よって、日程11、議報告第6号 議長の辞職についてを議題といたします。

追加議事日程及び議案につきましては、お手元に配付してありますので、お願いいたします。 事務局に朗読させます。

議会事務局長長岡文男君。

○議会事務局長(長岡文男君) 議報告第6号 議長の辞職について。

議会議長から辞職願が提出されたので、郡上市議会会議規則第147条第2項に規定により報告し、 許否を求める。平成30年4月11日報告、郡上市議会副議長 田代はつ江。 以上でございます。

○副議長(田代はつ江君) お諮りいたします。渡辺友三君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(田代はつ江君) 異議なしと認めます。よって、渡辺友三君の議長の辞職を許可すること に決定いたしました。

渡辺友三君の入場を許可いたします。

(16番 渡辺友三君 入場)

〇副議長(田代はつ江君) ここで、渡辺友三君に御挨拶をお願いいたします。

(挙手する者あり)

- 〇副議長(田代はつ江君) 16番 渡辺友三君。
- ○16番(渡辺友三君) 16番 渡辺でございます。一言御礼やら御挨拶申し上げます。

平成28年の4月の改選後の第1回の臨時議会におきましてからきょうまで、2年間にわたりまし

て郡上市議会議長という責を務めさせていただきました。その間には、議員の皆さん方には、この 浅学非才な私に御支援また御協力いただきまして、御指導いただきましたこと、まことにありがと うございました。

また、日置市長を初め青木副市長、そして教育長、また行政幹部の皆様方にはお知恵をおかりしたり、また、時に本当に大変失礼なことも申したかと思いますけれども、皆さん方のおかげをもちまして、議長という職務を2年間全うさせていただきました。大変、皆様方のおかげと感謝しておるところでございます。

こうして振り返ってみますと、2年間の間に大きないろいろな行事もございました。3年の白山 開山1300年の行事におきましても、これ、足かけ3年にわたる行事だったと思いますけれども、これも盛大のうちに開催され、そして1400年に向けての第一歩だというようにクロージングのイベントのときも申されたような気もいたしております。

そして、何よりも一番大きな行事としましては、皇太子殿下・妃殿下が郡上市を訪問していただき、これも古田知事さんのお力といいますか、御発言で、清流長良川の鮎が世界農業遺産に認定されたことを受けて、この地域の住民の暮らしが水を大切にし下流まで美しい水を流す、そして里川システム、長良川システムというものを構築しておるこの郡上市を両殿下に御披露したいという思いでの御提案ということでお聞きをいたしました。このことも、郡上市民にとっては大変名誉なことであったことと思っております。

また、議会活動におきましては、平成27年の、議会基本条例に基づきまして市長に政策提言できる議会を目指すということを柱といたしまして、より開かれた議会、また、より信頼される議会を目指して、各委員会ごとにそれぞれ議員報告会、意見交換等へ取り組んでいただき、本当に議員の皆様方には夜遅くまで各地域を回っていただいたというようなことで、大変御迷惑をおかけしたようなところでございますけれども、おかげをもちまして、市長のほうにも提案という形でお届けする、提出することができました。本当に、ひとえに議員の皆様の御協力のおかげと思っております。

また、反省としましては、議員の皆さん方から、福井県の大野市、また三重県の志摩市、そして 東京港区等との議会としての交流をもっと深めたらどうや、積極的に動いたらどうやというような お話をいただいておる中で、なかなかそちらのほうまで手を回し切らずに、中途半端な形で終わっ ておりますことを深く反省をするところでございます。

そして、身近なところでも、先ほど観光列車のお話もございましたけれども、議会として、一度 みんなで観光列車「ながら」に乗車して、その感想、また観光列車「ながら」の活用等を見出して いったらどうやというようなお話をいただいとったんですけれども、なかなか相談できずにきょう まで来てしまっておることを深く反省いたしております。

こんな中途半端な形で終わるような状況でございますけれども、全ての皆さん方に感謝を申し上

げながら、また次に引き継いでいただきます議長さんに期待を申し上げまして、辞職に当たりましての御挨拶にかえさせていただきます。本当に2年間、ありがとうございました。(拍手)

○副議長(田代はつ江君) どうもありがとうございました。 2年間、本当に御苦労さまでございました。

◎議選挙第1号について

○副議長(田代はつ江君) お諮りいたします。議長の選挙についてを日程に追加し、議題としたい と思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(田代はつ江君) 異議なしと認めます。よって、議長の選挙についてを日程に追加することに決定いたしました。

追加議事日程及び議案を配付いたします。

(追加議事日程及び議案配付)

〇副議長(田代はつ江君) 日程12、議選挙第1号 議長の選挙についてを議題といたします。 選挙の方法についてお諮りいたします。

(「議長」と6番議員の声あり)

- 〇副議長(田代はつ江君) 6番 田中康久君。
- ○6番(田中康久君) 議長の選挙について動議を提出させていただきます。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にすることを求めます。

なお、選挙委員会を構成して選考することを提案しますので、お諮りいただきますようお願いい たします。

〇副議長(田代はつ江君) ただいま6番 田中康久君より、指名推選の動議が出されましたけども、 皆様にお諮りしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(田代はつ江君) それでは、選挙の方法は指名推選とし、選考委員会を構成し指名する方法が動議として提出され、所定の賛成者がありますので、この動議は成立いたしました。

ただいまの動議を議題といたします。

ただいまの動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(田代はつ江君) 異議なしと認めます。よって、議長の選挙の方法は指名推選とし、選考 委員会を構成し指名することに決定いたしました。 お諮りいたします。選考委員会の委員を副議長が指名することとしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇副議長(田代はつ江君) 異議なしと認めます。

それでは、選考委員には、4番 野田勝彦君、5番 山川直保君、6番 田中康久君、11番 古川文雄君、12番 清水正照君、13番 上田謙市君、14番 武藤忠樹君、17番 清水敏夫君を指名いたします。

議長の選考が終わるまで、暫時休憩といたします。

選考委員の方は、委員会室にて選考委員会をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

(午前11時07分)

〇副議長(田代はつ江君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時13分)

- **○副議長(田代はつ江君)** 選考委員会の結果につきまして、選考委員長から報告を求めます。 (挙手する者あり)
- ○副議長(田代はつ江君) 選考委員長、17番 清水敏夫君。
- **〇17番(清水敏夫君)** 17番 清水でございます。ただいま第1回目の議長選挙に対する選考委員会を開催させていただきました。不肖私、選考委員長に選ばれましたので、その結果を報告させていただきます。

選考委員会としましては、全会一致をもちまして、議長に9番 兼山悌孝君を推薦することに決定をいたしましたので、御報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○副議長(田代はつ江君) ただいまの報告は、兼山悌孝君を議長に推薦する旨の報告であります。 お諮りいたします。指名の方法につきましては、副議長において指名することとしたいと思います。 御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(田代はつ江君) 異議なしと認めます。よって、指名の方法につきましては、副議長において指名することに決定いたしました。

ただいまから指名をいたします。

議長には、兼山悌孝君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました兼山悌孝君を議長の当選人と定めることに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(田代はつ江君) 異議なしと認めます。よって、兼山悌孝君を議長の当選人とすることに 決定いたしました。

ただいま議長に当選されました兼山悌孝君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定により、議長に当選されたことを告知いたします。

兼山悌孝君より御挨拶をいただきます。

(挙手する者あり)

- 〇副議長(田代はつ江君) 9番 兼山悌孝君。
- ○新議長(兼山悌孝君) ただいま、議長という重責を不肖私に選任いただきまして、まことにありがとうございました。何せ、知恵も力も甲斐性もない私でございますけれども、一生懸命務めてまいりたいと思っております。

今の時代、日本じゅうでございますけれども、自治体がどんどん少子高齢化によって未曾有の未体験ゾーンに私は入っていっているんじゃないかと思っております。そんな中で、今の郡上市は、議会改革を初め、それから執行機関の皆様方の御理解を得まして、郡上のオリジナルの二元代表制の議会、行政が行われてきたと思っております。

ただ、表面的にはそういうことになっているけれども、地域づくりに関しましては、やはり市民の皆様も含めてトライアングルでお互い共鳴し合って地域をつくっていかなければ、これからの時代、先が余り明るくないんじゃないかと思っております。

そういう中で、また、不肖私、皆様方の絶大なるお力添えをいただきまして、一生懸命務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。どうもありがとうございます。(拍手)

〇副議長(田代はつ江君) 議長に当選されました兼山悌孝君、今後ともよろしくお願いをいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

(午前11時17分)

○議長(兼山悌孝君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時19分)

◎議報告第7号から議報告第11号までについて(採決)

〇議長(兼山悌孝君) お諮りします。議報告第7号 広報広聴特別委員会委員の辞任について、議報告第8号 議会改革特別委員会の委員の辞任について、議報告第9号 濃飛横断自動車道整備促

進特別委員会委員の辞任について、議報告第10号 予算特別委員会委員の辞任について、議報告第 11号 空き家・移住対策特別委員会委員の辞任についてを日程に追加したいと思います。これに御 異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認め、日程に追加いたします。

日程13、議報告第7号 広報広聴特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、1番 三島一貴君、5番 山川直保君、8番 田代はつ江君、 10番 山田忠平君、13番 上田謙市君の除斥を求めます。退場をお願いします。

(1番 三島一貴君、5番 山川直保君、8番 田代はつ江君、10番 山田忠平君、13番 上田謙市君 退場)

〇議長(兼山悌孝君) 1番 三島一貴君、5番 山川直保君、8番 田代はつ江君、10番 山田忠 平君、13番 上田謙市君より、広報広聴特別委員会委員の辞任願が出されております。委員の辞任 を許可することに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議報告第7号 広報広聴特別委員会委員の辞任は許可されました。

除斥議員の入場を許可します。

(1番 三島一貴君、5番 山川直保君、8番 田代はつ江君、10番 山田忠平君、13番 上田謙 市君 入場)

○議長(兼山悌孝君) 日程14、議報告第8号 議会改革特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、3番 原喜与美君、11番 古川文雄君、12番 清水正照君、 15番 尾村忠雄君、17番 清水敏夫君、18番 美谷添生君の除斥を求めます。

(3番 原喜与美君、11番 古川文雄君、12番 清水正照君、15番 尾村忠雄君、17番 清水敏夫 君、18番 美谷添生君 退場)

○議長(兼山悌孝君) 3番 原喜与美君、11番 古川文雄君、12番 清水正照君、15番 尾村忠雄君、17番 清水敏夫君、18番 美谷添生君より議会改革特別委員会の委員の辞任願が提出されております。委員の辞任を許可することに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議報告第8号 議会改革特別委員会の委員の 辞任は許可されました。

除斥議員の入場を許可します。

- (3番 原喜与美君、11番 古川文雄君、12番 清水正照君、15番 尾村忠雄君、17番 清水敏夫 君、18番 美谷添生君 入場)
- ○議長(兼山悌孝君) 日程15、議報告第9号 濃飛横断自動車道整備促進特別委員会委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、1番 三島一貴君、2番 森藤文男君、10番 山田忠平君、 14番 武藤忠樹君の除斥を求めます。

(1番 三島一貴君、2番 森藤文男君、10番 山田忠平君、14番 武藤忠樹君 退場)

〇議長(兼山悌孝君) 1番 三島一貴君、2番 森藤文男君、10番 山田忠平君、14番 武藤忠樹君より濃飛横断自動車道整備促進特別委員会委員の辞任願が提出されております。委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議報告第9号 濃飛横断自動車道整備促進特別委員会委員の辞任は許可されました。

除斥議員の入場を許可します。

(1番 三島一貴君、2番 森藤文男君、10番 山田忠平君、14番 武藤忠樹君 入場)

○議長(兼山悌孝君) ここで暫時休憩をいたします。

(午前11時26分)

〇副議長(田代はつ江君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時28分)

〇副議長(田代はつ江君) 議長を交代しましたので、よろしくお願いいたします。

日程16、議報告第10号 予算特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、9番 兼山悌孝君の除斥を求めます。

(9番 兼山悌孝君 退場)

○副議長(田代はつ江君) 9番 兼山悌孝君より予算特別委員会委員の辞任願が提出されております。委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇副議長(田代はつ江君) 異議なしと認めます。よって、議報告第10号 予算特別委員会委員の辞任は許可されました。

日程17、議報告第11号 空き家・移住対策特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。 本議案につきましては、辞任委員に正副議長が含まれていますので、分割して採決いたします。 まず最初に、地方自治法第117条の規定により、4番 野田勝彦君、6番 田中康久君、7番 森喜人君、13番 上田謙市君の除斥を求めます。

(4番 野田勝彦君、6番 田中康久君、7番 森喜人君、13番 上田謙市君 退場)

O副議長(田代はつ江君) 4番 野田勝彦君、6番 田中康久君、7番 森喜人君、13番 上田謙 市君より空き家・移住対策特別委員会委員の辞任願が提出されております。委員の辞任を許可する ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇副議長(田代はつ江君) 異議なしと認めます。辞任は許可されました。

除斥議員の入場を許可いたします。

(4番 野田勝彦君、6番 田中康久君、7番 森喜人君、13番 上田謙市君 入場)

〇副議長(田代はつ江君) 議長を交代いたします。

(議長交代)

〇議長(兼山悌孝君) それでは、地方自治法第117条の規定により、8番 田代はつ江君の除斥を 求めます。

(8番 田代はつ江君 退場)

○議長(兼山悌孝君) 8番 田代はつ江君より空き家・移住対策特別委員会委員の辞任願が提出されております。委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。議報告第11号 空き家・移住対策特別委員会委員の辞 任は許可されました。

除斥議員の入場を許可いたします。

(8番 田代はつ江君 入場)

◎議選任第1号から議選任7号までについて (採決)

○議長(兼山悌孝君) お諮りします。議選任第3号 広報広聴特別委員会委員の選任について、議選任第4号 議会改革特別委員会委員の選任について、議選任第5号 濃飛横断自動車道整備促進特別委員会委員の選任について、議選任第6号 予算特別委員会委員の選任について、議選任第7号 空き家・移住対策特別委員会委員の選任についての5議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。 追加議事日程及び議案を配付いたします。

(追加議事日程及び議案配付)

○議長(兼山悌孝君) 日程9、議選任1号 常任委員会委員の選任について、日程10、議選任第2号 議会運営委員会委員の選任についてとただいま日程追加しました日程18、議選任第3号 広報広聴特別委員会委員の選任について、日程19、議選任第4号 議会改革特別委員会委員の選任について、日程20、議選任第5号 濃飛横断自動車道整備促進特別委員会委員の選任について、日程21、議選任第6号 予算特別委員会委員の選任について、日程22、議選任第7号 空き家・移住対策特別委員会委員の選任についての7議案を一括議題といたします。

ただいまー括議題としました各委員会の委員については、選考委員会を構成し、選考していただきたいと思います。選考委員は議長推薦時と同様とし、議長はオブザーバーとして出席いたします。 選考委員会が終わるまで、暫時休憩といたします。

選考委員の方は、委員会室にて選考委員会をお願いします。

(午前11時36分)

〇議長(兼山悌孝君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時52分)

O議長(兼山悌孝君) 委員会の委員については、選考委員会の結果に基づき、委員会条例第8条第 1項の規定により議長より指名いたします。指名については、事務局に報告させます。

議会事務局長長岡文男君。

○議会事務局長(長岡文男君) それでは、選考委員会のほうの決定に基づきまして、委員会の委員の報告をさせていただきます。

総務常任委員会、3番 原喜与美議員、5番 山川直保議員、9番 兼山悌孝議員、10番 山田 忠平議員、13番 上田謙市議員、17番 清水敏夫議員。

産業建設常任委員会、6番 田中康久議員、7番 森喜人議員、8番 田代はつ江議員、11番 古川文雄議員、16番 渡辺友三議員、18番 美谷添生議員。

文教民生常任委員会、1番 三島一貴議員、2番 森藤文男議員、4番 野田勝彦議員、12番 清水正照議員、14番 武藤忠樹議員、15番 尾村忠雄議員でございます。

議会運営委員会につきましては、8番 田代はつ江議員、11番 古川文雄議員、14番 武藤忠樹議員、15番 尾村忠雄議員、16番 渡辺友三議員、17番 清水敏夫議員、18番 美谷添生議員です。 広報広聴特別委員会、7番 森喜人議員、12番 清水正照議員、14番 武藤忠樹議員、15番 尾村忠雄議員、18番 美谷添生議員。

なお、2番 森藤文男議員、4番 野田勝彦議員、6番 田中康久議員につきましては、引き続

き委員をお願いいたします。

議会改革特別委員会、1番 三島一貴議員、2番 森藤文男議員、4番 野田勝彦議員、10番 山田忠平議員、13番 上田謙市議員、16番 渡辺友三議員。

なお、7番 森喜人議員、14番 武藤忠樹議員につきましては、引き続き委員をお願いいたします。

濃飛横断自動車道整備促進特別委員会、8番 田代はつ江議員、11番 古川文雄議員、13番 上田謙市議員、16番 渡辺友三議員。

なお、3番 原喜与美議員、5番 山川直保議員、17番 清水敏夫議員、18番 美谷添生議員に つきましては、引き続き委員をお願いいたします。

予算特別委員会、16番 渡辺友三議員。

予算特別委員会につきましては、議長を除く17名ということでございます。渡辺議員におかれましては、兼山議員の辞任に伴う選任ということで、よろしくお願いいたします。

空き家・移住対策特別委員会、1番 三島一貴議員、3番 原喜与美議員、5番 山川直保議員、 10番 山田忠平議員、15番 尾村忠雄議員、17番 清水敏夫議員。

なお、11番 古川文雄議員、12番 清水正照議員につきましては、引き続き委員をお願いいたします。

以上でございます。

〇議長(兼山悌孝君) ただいま指名のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、各委員会委員は指名のとおり決定いたしました。

委員会条例第9条第2項の規定により、各委員会の委員長、副委員長の互選を行うため、暫時休憩します。

委員会の開催場所について、事務局より報告します。

(午前11時57分)

○議長(兼山悌孝君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時49分)

〇議長(兼山悌孝君) 各委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

事務局に報告させます。

議会事務局長長岡文男君。

○議会事務局長(長岡文男君) それでは、各委員会の委員長及び副委員長を報告させていただきます。

まず、総務常任委員会委員長、17番 清水敏夫議員、副委員長、13番 上田謙市議員。 産業建設常任委員会委員長、18番 美谷添生議員、副委員長、7番 森喜人議員。 文教民生常任委員会委員長、15番 尾村忠雄議員、副委員長、12番 清水正照議員。 議会運営委員会委員長、11番 古川文雄議員、副委員長、15番 尾村忠雄議員。 広報広聴特別委員会委員長、14番 武藤忠樹議員、副委員長、2番 森藤文男議員。 議会改革特別委員会委員長、13番 上田謙市議員、副委員長、4番 野田勝彦議員。 濃飛横断自動車道整備促進特別委員会委員長、5番 山川直保議員、副委員長、18番 美谷添生 議員。

予算特別委員会委員長、16番 渡辺友三議員、副委員長、1番 三島一貴議員。 空き家・移住対策特別委員会委員長、10番 山田忠平議員、副委員長、3番 原喜与美議員。 以上でございます。

〇議長(兼山悌孝君) 各委員会の委員長及び副委員長は、ただいま報告のとおり決定いたしました。

◎議案第85号及び議発第1号及び議発第2号について(提案説明・採決)

O議長(兼山悌孝君) お諮りします。議案第85号 郡上市監査委員の選任同意について、議発第 1号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所管事務調査について、 議発第2号 議員派遣についてを日程に追加したいと思います。これに御異議はございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

追加日程及び議案はお手元に配付してあります。

日程23、議案第85号 郡上市監査委員の選任同意についてを議題といたします。 地方自治法第117条の規定により、6番 田中康久君の除斥を求めます。

(6番 田中康久君 退場)

〇議長(兼山悌孝君) それでは、説明を求めます。

市長公室長日置美晴君。

〇市長公室長(日置美晴君) 議案第85号 郡上市監査委員の選任同意について。

郡上市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成30年4月11日提出、郡上市長 日置敏明。

住所、郡上市大和町剣1308番地1、氏名、田中康久議員でございます。生年月日は記載のとおりでございます。

議会議員のうちから選任をいたしております監査委員から辞職願が提出されたことに伴い、新たな委員を選任しようとするものでございます。

任期は、委員の任期が終了するまででございます。

なお、御経歴等については省略をさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長(兼山悌孝君) 説明が終わったので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

O議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第85号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め、討論を終了し採決いたします。

議案第85号について、原案に同意することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案に同意することに決定いたしました。

田中康久君の入場を許可します。

(6番 田中康久君 入場)

〇議長(兼山悌孝君) 日程24、議発第1号 議会運営委員会の所掌事務調査及び常任委員会の閉会 中の所管事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会から会議規則第75条の規定により、本会議の開催日程等議会の運営に関する事項 について及び各常任委員会から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査について、お手元 に配付してありますとおり申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続 審査とすることに決定いたしました。

日程25、議発第2号 議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について、会議規則第169条の規定により申し出があります。

お諮りします。申し出のとおり、議員を派遣することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎市長挨拶

〇議長(兼山悌孝君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

ここで、市長より御挨拶をいただきたいと思います。

市長日置敏明君。

〇市長(日置敏明君) 平成30年第2回郡上市議会臨時会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

本日提出をいたしました7議案につきましては、全て議決を賜りましてまことにありがとうございます。

また、今臨時会におきまして、議会におかれましては議会の構成を変更されました。今回辞職を されました渡辺議長さんを初め、各常任委員会、特別委員会におかれましては、郡上市政推進のた めに御尽力をいただきましたことを厚く御礼を申し上げたいと思います。

また、本日をもって、兼山議長さんの御就任を初め、常任委員会、各特別委員会等におきまして は新しい構成となりましたけれども、これまでと同様に、市政推進のための御尽力、御指導を賜り ますようよろしくお願い申し上げたいと思います。

議員の皆様方には、新しい議会構成のもと、御健康に御留意をしていただきまして、一層の御活躍をしていただきますよう祈念を申し上げまして、閉会に当たり御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長(兼山悌孝君) ありがとうございました。

◎議長挨拶

〇議長(兼山悌孝君) 平成30年第2回郡上市議会臨時会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今臨時会の議案につきまして、慎重に御審議いただき、全て議了することができました。議員各位並びに執行機関各位の御協力に深く感謝を申し上げます。

今議会におきまして、不肖私が議長を仰せつかりましたが、ただいまお受けいただいた委員長さん、皆さん私より先輩でございますので、安心をしておるところでございます。皆様方の御協力な

しでは務まりませんので、格別の御指導、御協力をお願い申し上げます。

平成30年度がスタートいたしました。各議員並びに執行機関の各位におかれましては、健康に十分御留意いただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

〇議長(兼山悌孝君) 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって平成30年第2回郡上市議会臨時会を閉会します。 ありがとうございました。

(午後 3時00分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 渡 辺 友 三

郡上市議会新議長 兼山 悌孝

郡上市議会副議長 田代 はつ江

郡上市議会議員 田中康久

郡上市議会議員 森 喜 人